

周南市文化会館大規模改修に伴う調査及び基本計画策定等業務について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名称

周南市文化会館大規模改修に伴う調査及び基本計画策定等業務委託

(2) 業務の目的

質の高い舞台芸術の鑑賞及び文化活動の場の提供と施設の長寿命化を図るため、周南市文化会館の大ホールの天井改修を含む大規模改修に向けた施設や設備の状況調査や改修工事の工法、改修についての基本計画の策定等を行うものとする。

(3) 業務内容

「周南市文化会館大規模改修に伴う調査及び基本計画策定等業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(5) 履行場所

周南市文化会館（周南市大字徳山5854番地の41）

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、令和3・4年度「周南市競争入札参加資格者名簿（建築関係建設コンサルタント）」に登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に定める一級建築士を有する、管理技術者、担当技術者、照査技術者の3名を配置し、うち

1名は建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の3の2に定める設備設計一級建築士の資格を有する者であること。

3 参加手続

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地
周南市 地域振興部 文化スポーツ課
電話 (0834) 22-8622
FAX (0834) 22-8428
E-mail ed-sports@city.shunan.lg.jp

(2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページ（URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>）からダウンロードするか、「3（1）担当部局」で交付する。

(3) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

質問票（様式1）を電子メールまたはファックスにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 受付期間

令和5年6月8日（木）から令和5年6月21日（水）17時15分までとする。（ただし、受信確認は、土日祝日を除く8時30分から17時までとする。）

ウ 提出先及び受信確認先

「3（1）担当部局」に示す場所とする。

エ 回答方法

質問受付の翌日から原則3日（休日を除く）以内に電子メールまたはファックスのうち、質問者が希望する方法により回答します。また、回答日の17時15分以降に、質問及び回答について周南市公式ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

ア 提出方法

郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）

イ 提出期限

令和5年6月7日（水）から令和5年6月21日（水）17時15分必着とする。

ウ 提出場所

「3（1）担当部局」に同じ。

エ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果通知書（様式9）を文書により通知する。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和5年6月26日(月)から令和5年7月7日(金)17時15分必着とする。(受付時間帯は、土日祝日を除く8時30分から17時15分までとする。)

イ 提出場所

「3(1)担当部局」に同じ。

ウ 提出方法

郵送又は持参(いずれも提出期限内必着)

エ 提出部数

11部(正本1部、副本10部)

4 評価の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市文化会館大規模改修に伴う調査及び基本計画策定等業務プロポーザル評価会」が行い、最も評価の高い事業者を最優秀提案者とする。

なお、この評価会の評価結果に基づき、周南市は受託候補者を決定する。

(1) 評価方法

業務実績、業務実施体制、企画提案内容等(プレゼンテーション・ヒアリング内容)を評価基準に基づき総合的に評価する。

(2) 日程

令和5年7月19日(水)(予定)

5 契約方法

特定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則(平成15年周南市規則第51号)に基づいて契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合には、評価点の次点者を受託候補者として再特定し契約締結に向けた協議を行う。

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- エ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - オ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
 - カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合
 - キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
 - ク 著しく信義に反する行為があった場合
- (3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) その他詳細は、実施要領による。